

事後審査型一般競争入札の執行について

駒ヶ根市が発注する建設工事について、下記のとおり事後審査型一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び駒ヶ根市財務規則第106条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年8月4日

駒ヶ根市長 伊藤 祐三

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 令和8年度 農業集落排水事業 竜東北部地区浄化センター
ばっ気攪拌装置更新工事
- (2) 工事箇所 駒ヶ根市 東伊那1876番地
- (3) 工事概要 ばっ気攪拌装置更新 一式
- (4) 工 期 契約の日から令和9年3月26日まで

2 入札参加者の条件

入札に参加できる者は、次に掲げる条件を「入札公告日から落札決定日まで」すべて満たしている者であつて、駒ヶ根市長が指定する日時までに、事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号。以下「入札参加申請書」という。)を提出した者としします。

- (1) 駒ヶ根市内に本社(本社に準ずる支店を含む。)を有する者であること。
- (2) 工事種別と等級格付が、「水道施設工事」B級以上の者であること。
- (3) 対象業種における、特定又は一般建設業の許可を有する者であること。
- (4) 対象業種の有効な経営事項審査を受審している者であること。
- (5) 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を配置できる者であること。
- (6) 駒ヶ根市事後審査型一般競争入札実施要項(平成28年4月1日)第4条に規定する参加資格要件を満たしていること。

3 入札参加申請の手続き

本工事の入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を下記により提出すること。

- (1) 提出期間 令和8年8月4日(火)から令和8年8月24日(月)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (2) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。(郵送の場合は、提出期日の午後5時15分必着とする。
午後5時15分を過ぎた者は理由の如何を問わず受け付けないこととする。)
- (4) 提 出 先 駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係
- (5) そ の 他

①期限までに入札参加申請書を提出しない者は、入札に参加することができない。

②入札参加申請書の受領証が必要な場合には、申請人が準備することとする。

4 設計図書の閲覧等

- (1) 閲覧方法 駒ヶ根市ホームページに掲載し公表するほか、駒ヶ根市役所総務部財政課窓口にて縦覧に供します。
- (2) 縦覧期間 令和8年8月4日(火)から令和8年8月25日(火)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 現場説明 説明会は実施しない。
- (5) 設計図書等の入手方法 駒ヶ根市ホームページよりダウンロードしてください。

5 設計図書等に関する質問

- (1) 受付期間 令和8年8月4日(火)から令和8年8月19日(水)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
- (2) 提出先 駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係
- (3) 提出方法 書面により質問書を提出してください。(質問書の参考書式を駒ヶ根市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。)持参又は FAX 又はメール添付とします。
- (4) 質問に対する回答
 - ①回答の期間 令和8年8月5日(水)から令和8年8月21日(金)まで(随時)
 - ②回答の方法 質問及び回答は、駒ヶ根市ホームページに掲載します。(質問者名は非公開)

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和8年8月26日(水)午前9時40分
- (2) 入札場所 駒ヶ根市役所第2会議室(1F)
- (3) 開 札 同上(入札終了後直ちに行う。)

7 入札事項

- (1) 入札方法
 - ①入札開始後に入札会場に到着した者は入札に参加できません。
 - ②郵便等による入札は認めません。
 - ③代理人が入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。
 - ④入札回数は2回を限度とし、2回の入札において予定価格に達しない場合は不落とします。
 - ⑤入札書には、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
 - ⑥入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とします。
- (2) 最低制限価格制度 又は 低入札価格調査制度の設定
低入札価格調査基準価格を設定
- (3) 入札保証金
入札保証金免除

8 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人がした2以上の入札
- (3) 入札者が協定をしていた入札
- (4) 入札書の金額、その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反していた入札

9 工事費内訳書の提出

第1回目の入札に際し、入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。当該工事費内訳書に記載された積算金額の1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は可とします。

10 入札の中止

入札参加者が1者の場合は、入札を中止します。

11 入札参加資格確認書類の提出

落札候補者は下記により入札参加資格確認書類を提出する。

- (1) 提出書類 駒ヶ根市事後審査型一般競争入札実施要項（平成28年4月1日）第13条1号から7号に規定する書類
- (2) 提出期間 落札候補者となった日から2日以内（閉庁日は除く。）
- (3) 提出先 駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

12 落札者の決定等

- (1) 落札者の決定は、原則として確認書類が提出された日から3日以内（閉庁日は除く。）に、行うものとする。
- (2) 落札者を決定したときは、直ちに落札者及びその他の入札参加者に対しファックスで通知する。
- (3) 入札参加資格がないと認められた場合は、文書により通知する。
- (4) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から5日以内（閉庁日は除く。）に市長に対して文書により、その理由について説明を求めることができる。
- (5) 説明を求めた者に対しては、文書により回答する。

13 契約の締結

- (1) 本工事については、落札決定後5日以内に契約を締結するものとする。

なお、低入札価格調査基準価格を下回る入札で、調査の結果落札者と決定した者には、工事の品質確保のため、平成23年5月17日付「建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について」の5に示した条件を付して契約を締結するものとする。

- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金銭的保証とする。

- (3) 前金払及び中間前金払の適用

- 有
(4) 部分払の適用
有

14 異議の申し立て

- (1) 入札を行った者は、入札後において、この公告、契約約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 入札の執行は、駒ヶ根市の都合により又は入札を公正に執行することができないと認められる場合、入札の日時を延期し又は取りやめることがあります。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできません。

15 その他の事項

入札参加者は「駒ヶ根市事後審査型一般競争入札実施要項」「低入札価格調査制度事務処理要領」「駒ヶ根市建設工事等競争入札心得」を熟読のうえ、ご参加ください。

- 問い合わせ先 -
駒ヶ根市 総務部 財政課
契約財産係
TEL 0265-83-2111 (内線 254、255)
FAX 0265-83-4348
mail : keiyaku@city.komagane.lg.jp